令和８年４月作成

令和８年度

北島町重点対策加速化事業補助金交付の手引
（手続きについて）【事業者向け】

【問合せ先】
北島町重点対策加速化事業補助金事務局
電話：080-5888-7361
Mail：kankyo-hojo@kitajima.i-tokushima.jp
（平日　午前９時から 12 時、午後１時から５時まで）

【申請書等提出先】
北島町役場 環境課
電話：088-698-9813
（平日　午前８時 30 分から午後５時 15 分まで）
Mail：kankyo@kitajima.i-tokushima.jp

＜　目　　次　＞

１　補助事業の概要　　P1～

２　申請手続き　　P8～

３　補助対象となる範囲　　P12～

４　その他　　P17～

１　補助事業の概要

（１）　補助事業の名称

「北島町重点対策加速化事業補助金」

（２）　補助事業の目的

町民や事業者の皆さまが取り組まれる地域の脱炭素化と再生可能エネルギー等の導入に予算の範囲内で補助金を交付することで取組を促し、2030 年度温室効果ガス排出削減目標の達成及び 2050 年カーボンニュートラルの実現を目的としております。

なお、この補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用した補助事業であり、環境省から北島町へ交付される交付金を財源とし、本補助事業への交付申請を行う町民や事業者の皆さまへ町より補助金を交付する「間接補助」となります。

（３）　補助事業の期間

申請受付期間：令和８年４月 16 日（木）から令和９年１月 15 日（金）
事業完了締切：令和９年２月 19 日（金）

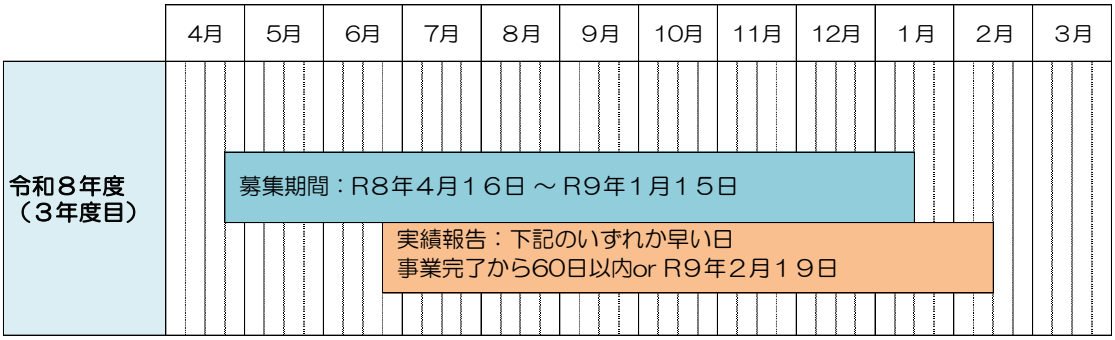

（4）　補助金申請者

補助金の交付申請できる事業者は次のア、イ項いずれかに該当し、ウからキ項のすべてに該当する方になります。

（ア、イいずれかに該当）

ア　町内で自ら事業を行うもの

イ　町内に事業者又は事業所を新築又は購入予定であり、実績報告時点までに開業するもの

（以下、全てに該当）

ウ　自ら事業を行う町内の事業所（建築、購入予定の事業所を含む）に補助対象設備を設置しようとする者

エ　町が実施する利用状況等の調査に必要な情報を提供すること。

オ　設置しようとしている設備に対して、国（国の委託を受けた団体含む）及び町が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

カ　暴力団等の反社会勢力と関係を有していないこと。

キ　町税等の滞納をしていないこと。

なお、PPA やリース事業にて設備を導入する場合は、PPA、リース事業者が申請者となります。その場合は、サービス、リースの提供先が上記の要件を全て満たしている必要があります。

（5）　補助対象事業

補助対象事業はアからキ項の設備を導入する事業が対象となります。

ア　太陽光発電設備

イ　蓄電池（本事業で導入した太陽光発電設備の附帯設備）

ウ　高効率空調設備

エ　高効率給湯器

オ　高効率照明機器

カ　電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）

キ　充放電設備（V2H）

（6）　補助額又は補助率

補助額又は補助率は以下に示すとおりです。
なお、補助額は、1,000 円未満を切り捨てた額になります。

【太陽光発電設備】

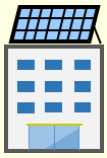

補助額：5 万円/kW×設備容量（kW）（上限なし）
設備容量は小数点以下を切り捨てしてください。
登録事業者※から購入すると 10 万円の上乗せ補助があります。

計算例（補助金交付見込額）
①設備容量：10.8kW≒10kW（小数点以下切り捨て）
　補助額：5 万円/kW×設備容量
　補助金交付見込額：50 万円
　　5 万円/kW×10kW＝50 万円
　登録事業者の場合：50 万円＋10 万円＝60 万円

【ソーラーカーポート】

補助額：対象経費の 1/3（上限なし）
登録事業者から購入すると 10 万円の上乗せ補助があります。

計算例（補助金交付見込額）
①対象経費：300 万円（税抜）
　補助額：対象経費（税抜）×1/3
　補助金交付見込額：100 万円
　　300 万円×1/3＝100 万円
　登録事業者の場合：100 万円＋10 万円＝110 万円

【蓄電池】（本事業で導入した太陽光発電設備の附帯設備）

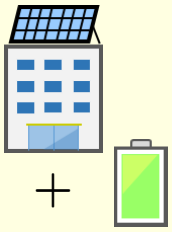

補助率：対象経費の 1/3（上限 213.3 万円）
設備容量は小数点第 2 位以下を切り捨てしてください。
※20kWh 超の蓄電池における蓄電単価の上限は
16.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き）となります。

計算例（補助金交付見込額）
①設備容量：30.25kWh≒30.2kWh（小数点第 2 位以下切り捨て）
対象経費：300 万円（工事費込み・税抜）
蓄電単価：300 万円÷30.2kWh＝9.9 万円/kWh
→蓄電単価が上限である 16.0 万円/kWh 以下のため、
対象経費は 300 万円のまま計算をする

補助額：対象経費(税抜)×1/3 又は上限額 213.3 万円の小さい額
補助金交付見込額：100 万円
→300 万円×1/3＝100 万円＜213.3 万円

計算例（補助金交付見込額）
②設備容量：15.75kWh≒15.7kWh（小数点第 2 位以下切り捨て）
対象経費：300 万円（税抜）
蓄電単価：300 万円÷15.7kWh＝19.1 万円/kWh
→蓄電単価が上限である 16.0 万円/kWh 以上のため、
対象経費を上限値で再計算する
対象経費：16.0 万円/kWh×15.7kWh＝251.2 万円

補助額：対象経費(税抜)×1/3 又は上限額 213.3 万円の小さい額
補助金交付見込額：83.7 万円
→251.2 万円×1/3＝83.7 万円＜213.3 万

【高効率空調設備】
【高効率給湯器】

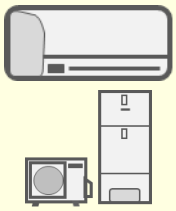

補助率：対象経費の 1/2（上限 100 万円）
登録事業者から購入すると 10 万円の上乗せ補助があります。

計算例（補助金交付見込額）
①対象経費：180 万円（税抜）
補助額：対象経費（税抜）×1/2 又は 100 万円の小さい額
補助金交付見込額：90 万円
→180 万円×1/2＝90 万円＜100 万円
登録事業者の場合：90 万円＋10 万円＝100 万円

②対象経費：300 万円（税抜）
補助額：対象経費（税抜）×1/2 又は 100 万円の小さい額
補助金交付見込額：100 万円
→300 万円×1/2＝150 万円＞100 万円
登録事業者の場合：100 万円＋10 万円＝110 万円

【高効率照明機器】

補助率：対象経費の 1/2（上限 50 万円）
登録事業者から購入すると 10 万円の上乗せ補助があります。

計算例（補助金交付見込額）
①対象経費：80 万円（税抜）
補助額：対象経費（税抜）×1/2 又は 50 万円の小さい額
補助金交付見込額：40 万円
→80 万円×1/2＝40 万円＜50 万円
登録事業者の場合：40 万円＋10 万円＝50 万円

【高効率照明機器】（続き）

計算例（補助金交付見込額）
②対象経費：150 万円（税抜）
補助額：対象経費（税抜）×1/2 又は 50 万円の小さい額
補助金交付見込額：50 万円
→150 万円×1/2＝75 万円＞50 万円
登録事業者の場合：50 万円＋10 万円＝60 万円

【EV・PHV】

補助額：2 万円/kWh×蓄電容量（kWh）＋30 万円
（上限「CEV 補助金」の銘柄ごとの補助交付額＋30 万円）
蓄電容量は小数点第 2 位以下を切り捨てしてください。
登録事業者から購入すると 10 万円の上乗せ補助があります。

計算例（補助金交付見込額）
■日産サクラ
（蓄電容量：20kWh、「CEV 補助金」の上限額：55 万円）の場合）
①補助額：ア又はイの小さい額＋30 万円
ア　2 万円/kWh×蓄電容量
イ　「CEV 補助金」の銘柄ごとの補助交付額
補助金交付見込額：70 万円（ア＋30 万円）
ア　2 万円/kWh×20kWh＝40 万円→「○」
イ　55 万円→「×」
登録事業者の場合：70 万円＋10 万円＝80 万円

【EV・PHV】（続き）

計算例（補助金交付見込額）

■日産リーフ

（蓄電容量：60kWh、「CEV 補助金」の上限額：85 万円）の場合）

②補助額：ア又はイの小さい額＋30 万円

ア　2 万円/kWh×蓄電容量

イ　「CEV 補助金」の銘柄ごとの補助交付額

補助金交付見込額：115 万円（イ＋30 万円）

ア　2 万円/kWh×60kWh＝120 万円→「×」

イ　85 万円→「○」

登録事業者の場合：115 万円＋10 万円＝125 万円

【V2H】

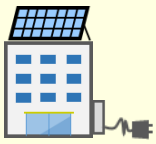

補助率：対象経費の 1/2（上限 60.5 万円）

計算例（補助金交付見込額）

①対象経費：50 万円（税抜）

補助額：対象経費（税抜）×1/2 又は 60.5 万円の小さい額

補助金交付見込額：25 万円

→50 万円×1/2＝25 万円＜60.5 万円

②対象経費：150 万円（税抜）

補助額：対象経費（税抜）×1/2 又は 60.5 万円の小さい額

補助金交付見込額：60.5 万円

→150 万円×1/2＝75 万円＞60.5 万円

※登録事業者

「北島町脱炭素化設備取扱登録事業者」を指します。

登録事業者は北島町ＨＰで「北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度」と検索してご確認ください。

ＵＲＬ：https://www.town.kitajima.lg.jp/docs/4049752.html

２　申請手続き

（１）申請手続きフロー

補助金の交付申請から受け取りまでの流れは以下のようになります。

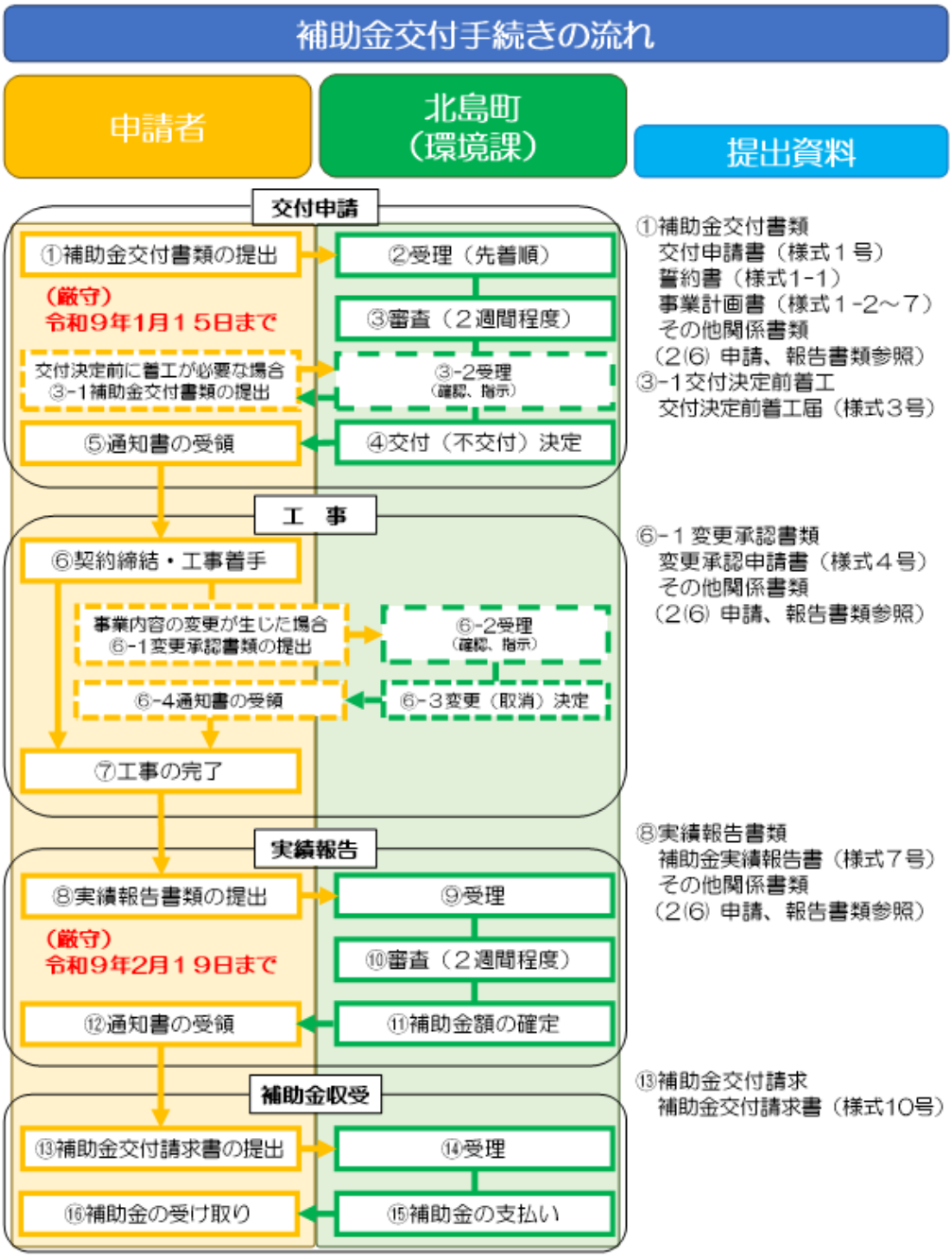

なお、補助事業を実施する事業者に申請手続きを代行してもらうことができますが、その場合、「委任状」が必要となります。

（２）申請、報告手続きの問合せ先

北島町重点対策加速化事業補助金事務局
電話：080-5888-7361
Mail：kankyo-hojo@kitajima.i-tokushima.jp
（平日　午前９時から 12 時、午後１時から５時まで）

（３）申請、報告書類の提出先

北島町役場環境課
〒７７１－０２８５　徳島県北島町中村字上地２３番地１
メールアドレス：kankyo@kitajima.i-tokushima.jp
（平日　午前８時 30 分から午後５時 15 分まで）

（４）提出方法

申請、報告書類（関係資料含む）１部を持参又は郵送してください。

（５）申請の期間

【補助金交付申請】
令和８年４月 16 日（火）から令和９年１月 15 日（金）

【変更承認申請】
事業について下記に該当するときは、速やかに提出が必要
ア　補助事業に要する経費の配分を変更する場合
イ　補助事業の内容を変更する場合
ウ　補助金の額を変更する場合
エ　補助事業を中止し、又は廃止する場合
オ　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

【補助金実績報告】
補助事業完了日から起算して 60 日以内若しくは令和９年２月 19 日（金）
上記の「いずれか早い日」

（６）申請、報告書類

申請、報告等には以下に示す書類が必要になります。

各書類の記入については記入例を参考にしてください。

【補助金交付申請】

ア　補助金交付申請書（様式第１号）
　　（手続きを代行して申請する場合は「委任状」を添付ください。）

イ　補助事業に係る誓約書（様式第 1-1）

ウ　事業実施計画書（様式第 1-2～7【申請する事業のもの】）

エ　交付申請額の根拠となる資料（見積書等【内訳の記載必須】）

オ　補助対象設備の仕様がわかる書類（カタログ、パンフレット等）
　　（高効率空調設備、高効率給湯器の場合、更新前後の機器仕様が分かる資料）

カ　自家消費率、省 CO_2 の算出根拠となる資料
　　（太陽光発電設備、高効率空調設備、高効率給湯器の場合）

キ　電力調達方法の根拠となる資料（EV、PHV、V2H の場合）

ク　申請者の住民票（個人事業者の場合）（新築の場合は実績報告時に提出）

ケ　登記簿謄本又は現在事項全部証明書（法人の場合）
　　（新築の場合は実績報告時に提出）

コ　前年の確定申告の写し又は営業許可書、開業届出書
　　（個人事業者の場合）（新築の場合は実績報告時に提出）

サ　補助対象設備の設置位置図及び設置図面（EV、PHV の場合は不要）

シ　工事着工前の現場写真（EV、PHV の場合は不要）

ス　町税等の滞納がないことを証明する書面（以下の場合は不要）
　　①町税等の課税状況及び納税状況の照会について同意する場合
　　（同意する場合は「町税等滞納状況等調査同意書」を添付ください。）
　　②申請時に北島町内で事業を実施しておらず納税実績がない場合

セ　ＰＰＡ・リース事業実施に係る承諾書（様式第 1-8 号）
　　（申請者がＰＰＡ又はリース事業者である場合）

ソ　サービス又はリースを受ける者の住民票の写し及び町税等の滞納が
　　ないことを証する書面（申請者がＰＰＡ又はリース事業者である場合）

タ　その他町長が必要と認める書類

【変更承認申請】

ア　事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第４号）

イ　補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書

ウ　その他、町長が必要と認める書類

【補助金実績報告書】

ア　補助金実績報告書（様式第７号）

イ　補助対象設備の費用の支払いが確認できる書類（領収書等）
　ローン購入の場合、契約書等の写し、初回の支払いが完了したことを証する書類（補助対象設備の所有権が申請者に移転していることが必須）

ウ　補助対象設備の領収書内訳書
　（太陽光発電設備は様式第 7-1 による）

エ　補助対象設備の設置に係る契約が確認できる書面の写し又は
　PPA 又はリースに係る契約書等の写し

オ　補助対象設備が新品であることを確認できる書類
　（保証書の写し、出荷証明書の写し等）（EV、PHV の場合は不要）

カ　設置状態を示す写真（事業所の一部と機器、車両が写るもの）

キ　PPA 又はリースに係る設備導入に要した経費に関する書類の写し
　（内訳の記載があるもの）（PPA 又はリースの場合）

ク　サービス料金又はリース料金の算定根拠が明示されている書類
　（交付金額相当額がサービス料金等から控除されているもの）
　（PPA 又はリースの場合）

ケ　固定価格買取制度（FIT）、FIP 制度を取得しないことが分かる書類
　（電気事業者との電力受給契約書等の写し等）（太陽光発電設備の場合）

コ　太陽光発電設備と連系し、発電した電気が蓄電できる設備であること
　を確認することができる書類（電気配線図面等）（蓄電池の場合）

サ　自動車検査証の写し（EV、PHV、V2H の場合）

シ　申請者の住民票（個人事業者の場合）（新築の場合に提出）

ス　登記簿謄本又は現在事項全部証明書（法人の場合）（新築の場合に提出）

セ　前年の確定申告の写し又は営業許可書、開業届出書
　（個人事業者の場合）（新築の場合に提出）

ソ　その他町長が必要と認める書類

３　補助対象となる範囲

（１）補助対象の要件

【共通】

１　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象となる事業（重点対策加速化事業）に準ずること。（要綱の別紙１参照。）

２　国（国の委託を受けた団体含む）及び町から、補助対象設備に係る補助金を受けていないこと。

３　契約締結・工事着工前であること。

４　補助対象設備は、財産処分制限期間を超えて使用すること。

５　財産処分制限期間を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

６　補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。

７　補助対象設備は、未使用（新品）設備であること。（中古設備でないこと。）

８　本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。

９　各種法令等を遵守した設備であること。

【太陽光設備】

１　固定価格買取制度（FIT）、FIP 制度を活用しないこと。

２　電気事業法に定める自己託送を行わないものであること。
（法第２条第１項第５号ロ「接続供給（自己託送）」）

３　補助事業完了した年度の翌年度から起算して５年度分、自家消費率に関する報告書を提出すること。（４その他（2）参照）

４　発電する電力の 30%以上は設備を設置した事業所で消費すること。また、申請者が消費する電力を含めて 50%以上を徳島県の需要家が消費すること。

（自家消費率のイメージ）

①年間の電力使用量　：75,000kWh

設備の年間発電量※：50,000kWh

自家消費率：75,000kWh÷50,000kWh＝150%「50%以上達成」

※50,000kWh のうち、15,0000kWh（30%）は申請者自らの消費が必要

50,000kWh のうち、25,000kWh（50%）は徳島県内の消費が必要

15,000kWh（30%）は事業所、10,000kWh（20%）は県内消費で要件達成

【太陽光発電】（つづき）

②年間の電力使用量：20,000kWh

設備の年間発電量：50,000kWh

自家消費率：50,000kWh÷50,000kWh＝40%「50%以上未達」

【ソーラーカーポート】

1～3　【太陽光発電設備】を参照。

4　カーポートは太陽光発電設備を設置する部分のみ対象とする。

（太陽光発電設備を設置しない部分は対象外）

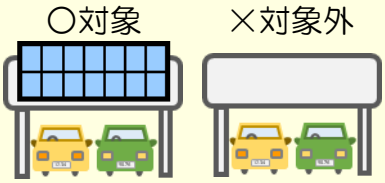

【蓄電池設備】

1　太陽光発電設備と連系して蓄電できる設備であること。

2　再エネ電力を蓄電する設備であり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

3　停電時のみに利用する非常用予備電源設備でないこと。

4　業務用：11.9 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。

5　火災予防条例で定める安全基準を満たす設備であること。なお、導入する蓄電池が 20kWh 以下の場合は、手引【個人向け】を確認してください。

【高効率空調設備】

【高効率給湯器】

1　従来の機器に対して 30%以上省CO_2効果が得られる機器であること。

（機器取替のイメージ【高効率給湯器】）

従来（更新前）機器	更 新 後
・電気温水器 ・都市ガス給湯器 ・LP ガス給湯器 ・石油給湯器　　など	・エコキュート （自然冷媒ヒートポンプ給湯機） ・エコジョーズ （潜熱回収型ガス給湯器）　　など

【高効率空調設備】
【高効率給湯器】（続き）

（省 CO_2 効果のイメージ）
①従来機器（更新前）の使用による年間 CO_2 排出量：500kg-CO_2
機器更新後の年間 CO_2 排出量：300kg-CO_2
省 CO_2 効果：（500-300kg）÷500kg＝40.0%「30%以上達成」

②従来機器（更新前）の使用による年間 CO_2 排出量：500kg-CO_2
機器更新後の年間 CO_2 排出量：400kg-CO_2
省 CO_2 効果：（500-400kg）÷500kg＝20.0%「30%以上未達」

【高効率照明機器】
1　以下の調光制御機能を持つ LED 照明機器であること。

（調光制御機能）
- スケジュール制御
  予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御するもの。
- 明るさセンサによる一定照度制御
  センサからの信号により、予め設定した照度に調光制御するもの。
- 在/不在調光制御
  人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御するもの。

【ＥＶ・ＰＨＶ】
1　北島町内を本拠として使用すること。
2　想定年間消費電力量を再エネ電力にて充電すること。

【ＥＶ・ＰＨＶ】（続き）

（再エネ電力による充電のイメージ）

年間車両走行距離：10,000km

導入する車両の一充電当たりの走行距離：200km

導入する車両の蓄電容量：20kWh

想定年間消費電力量

10,000km÷200km×20kWh＝1,000kWh

設置している太陽光発電設備の年間発電量：7,000kWh

消費電力量 1,000kWh＜発電量：7,000kWh 再エネ充電「○」

【Ｖ２Ｈ】

1　設置場所および使用者が、Ｖ２Ｈを使用して充電するＥＶ、ＰＨＶの自動車検査証における使用の本拠の地域および使用者と同じであること。

2　ＥＶ、ＰＨＶに再エネ電力を充電できる設備であること。

（2）補助対象となる費用

補助対象となる費用は消費税および地方消費税は除いた新規設備の導入に必要となる設備費（設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費）、工事費（材料費、労務費等）になります。既存設備の撤去費用については、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲に限り、交付対象となります。なお、詳細は要綱の別紙 2 をご確認ください。以下は補助対象となる費用の参考例になります。

【太陽光発電設備】
- 太陽電池モジュール、架台
- パワーコンディショナー（インバーター、保護装置）
- その他附属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器など）
- 工事費（配線・配線器具、電気工事など）

【ソーラーカーポート】
- 太陽電池モジュール
- カーポート（太陽光発電設備を設置する部分に限る）
- パワーコンディショナー（インバーター、保護装置）
- その他附属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器など）
- 工事費（配線・配線器具、電気工事など）

【蓄電池設備】
- 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置など）
- その他附属機器（計測・表示装置、キュービクルなど）
- 工事費（配線・配線器具、電気工事など）

【高効率空調設備、高効率給湯器、高効率照明機器】
- 設備本体
- その他附属機器
- 工事費（配線・配線器具、据付、配管工事、電気工事など）

【EV・PHV】
- 車両費

【V2H】
- 設備本体
- その他附属機器
- 工事費（配線・配線器具、据付、電気工事など）

４　その他

（１）財産の処分の制限

補助金を活用して導入した設備は、下表に示す期間は財産の処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）に制限を受けます。

なお、やむを得ない理由により下表に示す期間内に処分を行う必要がある場合、手続きが必要になります。（手続きに関しては要綱の第 18 条をご確認ください。）

対象設備	財産処分制限期間
太陽光発電設備	17 年
蓄電池、V2H	６年
高効率空調設備	13 年（出力 22kW 以下）
	15 年
高効率給湯器	15 年
高効率照明（LED）	15 年
電気自動車（軽自動車）	４年
電気自動車（乗用車）	６年

（２）定期報告（太陽光発電設備の場合）

補助金を活用して太陽光発電設備を導入した場合、発電した電力量と自家消費率等の実績を報告する必要があります。

なお、報告に必要となる発電量、自家消費量は、設置されている発電モニター等によりご確認ください。（報告方法に関しては要綱の第 22 条をご確認ください。）

【報告期間】

・設備を導入した翌年度から５年間

（令和８年度に設置した場合）

令和９年度から 13 年度まで毎年度報告

【報告期限】

・毎年度最終日から起算して 60 日以内

（令和８年度に設置した場合）

初回の報告期限は令和１０年３月 31 日（年度最終日）から 60 日以内

【報告資料】

・太陽光発電設備自家消費量に関する報告書（様式第 13 号）

（3）廃棄について

10kW 以上の FIT、FIP 制度取得している太陽光発電設備については、「廃棄等費用積立ガイドライン」にて法投棄等が行わないよう適切に廃棄処理がなされることを目的として、廃棄にかかる費用を外部機関にて定期的に積み立てていくことが原則義務化されています。

補助金を活用して導入した太陽光発電設備に対しても、不法投棄等が行わないよう適切に廃棄処理するため、「廃棄等費用積立ガイドライン」を参考に、必要な経費の算定、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施いただくよう、ご理解をお願いします。

【廃棄費用の積み立てイメージ】
設備容量：5kW
財産処分制限期間：17 年
廃棄等費用想定額：5 万円（5kW×1.00 万円/kW）
年間積立額：0.3 万円/年（5 万円÷17 年）

【参考】解体等積立基準額（廃棄等費用積立ガイドライン_2025 年 4 月改定）

認定年度	設備規模	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額
2026 年度	（屋根） 10kW 以上	1.00 万円/kW	1.12 円/kWh
	（地上） 10～50kW	1.00 万円/kW	0.60 円/kWh
	（地上） 10～50kW 以外	1.00 万円/kW	0.62 円/kWh

また、蓄電池については必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めることとされており、使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること、又は蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルの実施をお願いします。

（4）補助金の返還

以下に示す事項に該当する場合、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還いただくことがあります。（補助金返還に関する詳細は要綱の第 19 条、20 条をご確認ください。）

- 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- 補助金を他の用途に使用した場合
- 支出額が予算額にくらべて減少した場合
- 町が実施する調査を拒み又は指示に従わなかった場合

（5）消費税の返還義務

【概要】

課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなります。

また、補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することも出来るため、報告された仕入控除税額は、事業者に対して重複して交付したことになります。

そのため、町を通し国へ返還をする必要があります。

（消費税の課税と仕入税額控除のイメージ）

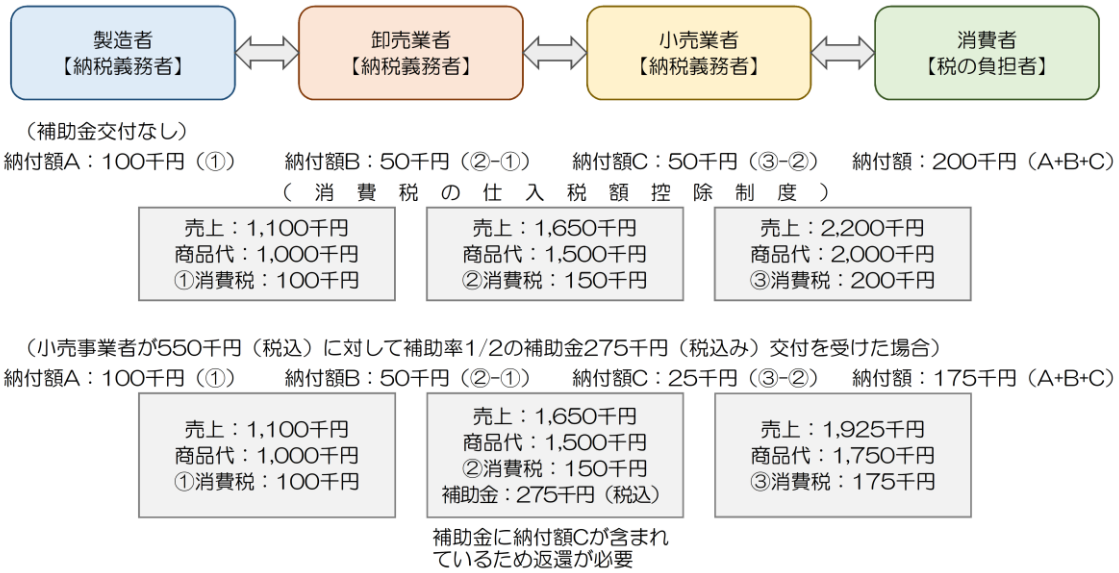

なお、個人事業主でない個人の方が家庭用の事業を申し込まれる場合は、返還・報告共に必要ありません。

また、個人事業主である個人の方は、補助金を使用して得た資産を事業経費にはできませんので、家事按分して事業経費とした場合は、消費税の返還義務が発生しますのでご注意ください。

【手続き】

消費税の返還に関する手続きについては、要綱の第 13 条の 3 項、4 項に定められておりますので、ご確認ください。

【お願い】

町民等の皆さまの負担を減らせるよう、事業者の皆さまについては税抜にて申請をおこなって頂き返還の義務が生じないようご理解、ご協力をお願いします。

北島町役場　環境課
〒771-0285
徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1
電話：088-698-9813
（平日　午前８時 30 分から午後５時 15 分まで）